

第13回 安来市農業委員会議事録

令和3年7月20日 午後2時00分 第13回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	横山 芳明君	2番	足立 仁行君	3番	永塚 知芳君	4番	北中 宏一君
5番	木戸 芳己君	6番	杉原 建君	7番	武上 隆雄君	8番	仲佐 久子君
9番	北川 正幸君	10番	安松 智君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木 吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年7月20日 1日
日程第 3	議第51号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	報第65号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 7	報第66号 農地法第4条の規定による許可の一部取消願について
日程第 8	議第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 9	報第67号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 10	議第55号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 11	議第56号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 12	報第68号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 13	報第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 14	報第70号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 15	報第71号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第13回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第13回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 9番 北川委員、10番 安松委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第51号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページから5ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、川向うの山林と隣接した場所にあり、いのししの被害及び農業用機械が入らず不便ということで管理も困難になり、20年前から耕作しなくなり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を1班10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は1班で、木戸班長、岡田会長、吉村委員、板金委員、杉原委員、足立委員と私、安松の委員7名と、事務局より實重局長、名原係長の計9名で行いました。19日の午後1時30分より、伯太庁舎201会議室で事務局より概要説明を受け、その後、現地にて調査を行いました。1番案件についてでございますが、現地では地元委員の北川委員から説明を受けました。申請場所は自宅から離れた場所にあり、飯梨川の川向うで、橋がない場所や、以前は大水の際にはすぐに橋が流されて、農業機械等の搬入が出来ないという理由から、約20年前から耕作されなくなり、現在は雑木や竹が繁茂し、山林化しており、また、周囲も同様に山林化しているというのが現状でございます。以上のことから当該申請地は非農地要件に該当し、調査班としては非農地の認定は妥当と判断したところでございます。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第52号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて7ページから8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 約2km 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、共有の田植え機1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1km 農機具は、田植え機1台、トラクター1台、コンバイン1台、運搬機1台を所有しています。労働力は本人及び母の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営規模拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 現在は約2.3km 農機具は、トラクター2台、田植え機2台、コンバイン1台、耕運機3台、軽トラック2台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、非公開です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番と2番の案件について 14番 渡邊委員 お

願います。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず1番案件ですけれども、譲受人は23297.61㎡の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。譲受人の農地が申請地の隣接したところにあり、この申請地を通らないと畑に行かれない状態だったそうでございます。今現在、申請地は耕作されておらず、このたび受贈という形で所有権移転の申請に至りました。続きまして2番案件、譲受人は22489.19㎡の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。これは親子間の受贈にあたります。1番2番共に隣接農地外に影響を及ぼすことはないと考えます。委員の皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 13番 板金委員 願います。

13番 板金 悟君

13番 板金です。3番案件の説明を申し上げます。譲受人住所は[REDACTED]となっておりますが、実家は伯太庁舎から約7km上がった、通称、下小竹地区に実家がございます。約3年前に県外よりUターンしておりますが、両親の高齢化という事で地元へ帰ってきて農業経営をしたいと思い、当初、家族所有の農地と周辺の担い手が高齢化して困っているというような農地を借り上げて、経営をしておりました。譲渡人は死亡しており、相続人がいない農地となっております。今後、農地の荒廃を心配するのと、これを機に経営面積を増やしたいという思いもありまして、申請に至りました。譲受人の住居に関しましては、実家が狭いため、今後増築するか、建て直すかしたら戻る予定という事も聞いております。この申請によりまして周囲への影響はないものと考えております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第53号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。申請者は、長年管理してきた先祖の墓地が、大雨災害による崩壊により維持するのが困難となり自宅近い本申請地に移転するものであります。共同墓地やお寺に空きがなく、やむを得ず本土地を選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業及び平成3年度に施行した古川地区ほ場整備事業のことです。転用目的は、農機具庫及び農業用資材置場です。本件はすでに一部を農機具庫として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者は同地域において1.4haの農地を保有する農家であります。このたび申請地に新たに農機具庫の建築を計画したところ、地目が田であることがわかり、昭和50年建築の農機具庫が建っているため農地法の手続きがしてあるか調べたところ、手続きがされていなかったことが判明しました。昭和50年当時申請者は出生前であり、申請者の先代も平成19年に亡くなっているため、経過は不明ですが、農地法の許可申請手続きを失念していたと思われる。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請者は、以前まで農機具庫及び農業用資材の保管場所が不足しており、申し出者が代表を務める会社の社屋にて保管していたが、会社業務に支障をきたしていたため新たな農機具庫の建設を計画しました。利便性を考え実家及び所有農地近くで候補地を検討したが、申出人所有の宅地はすでに自宅、社屋、社員用駐車場として利用しているため空きスペースがなく、周辺宅地等への建築も所有者の同意が得られなかったため、周辺農地への影響を考慮して本土地をやむを得ず選定されたものであります。これは、当該農地に農業用施設を設置するものであり、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 1番 横山委員 お願いします。

1番 横山 芳明君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。農地法第4条の許可申請について報告をいたします。まず1番案件ですが、申請場所は広瀬町東比田[REDACTED]、地目は現況、登記共に畑で、転用目的は墓地です。現地におきまして地元委員の横山委員から説明を受けました。先祖の墓地の維持が大雨災害等により困難となり、自宅に近い本申請地に墓地を新設する計画となっております。申請地は現状の高さで整地を行い、雨水は申請地より低い東側にU字溝を設置し、南側に隣接する側溝に排水する計画でございます。隣地及び地元水利組合、並びに土地改良区の同意書もあり、周辺農地への影響はないと考えられます。また、農用地区域からも除外がされている確認書もあることから、調査班としては許可が妥当と判断いたしました。次に2番案件ですが、申請場所は古川町[REDACTED]、面積1047㎡のうち757㎡が申請場所です。台帳地目が田、現況地目が畑でございます。現地におきまして地元委員の永塚委員から説明を受けました。事業目的等につきましては、事務局の説明のとおり農機具庫及び農業用資材置場の新設でございます。東側隣接農地との間にはL型擁壁を設置し、最大80cmの盛土を行い、雨水を申請地中央に集水し、北側排水路へ排水できるように傾斜をつけてアスファルト舗装を行い、西側及び南側道路へは法面で土砂等の流出を防ぎ、汚水は発生いたしません。なお、申請地の一部をすでに農機具庫として利用しており、本案件は追認事項ですが、顛末書が添付されており、また隣地及び地元水利組合、並びに土地改良区の同意書もあり、周辺農地への影響はないと判断され、調査班としては許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 報第65号 農地法第4条の規定による2 a 未満農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による2アール未満農地の転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。14ページに案件の内容、お手元に追加資料として、別紙資料2ということで申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2 a 未満農地転用の届出は、3件です。1番の転用目的は農機具庫、2番の転用目的は農業用倉庫、3番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第66号 農地法第4条の規定による許可の一部取消願いについて を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

15ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり許可の取消願の提出がありましたので報告するものです。16ページに案件の内容を掲載しています。今月の農地法第4条の規定による許可の取消願は、1件です。1番は、平成29年2月17日付指令東農第1040号の1404により、植林として転用の許可を得ましたが、申請者の都合により一部許可を取り消すものです。なお、3筆につきましては植林済であります。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第54号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に、1番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、6番 杉原委員 の退席を求めます。

議長：岡田 一夫君

それでは、議事を進行します。まず、1番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。18ページに案件の内容、19ページから21ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農用地区域内農地です。現在、大塚地区区画整理事業が行われており、換地処分前の農地です。転用目的は、堆肥舎施設で、権利の種類は所有権の移転です。所有権は、換地処分後となります。申請者は、大塚地区で農事組合法人を設立し、大塚地区区画整理事業により一時利用地指定となったほ場の耕作を行っており、平成27

年度より水稲用主食用米・飼料用米の作付を行っております。また、畜産農家との連携についてホール・ク
ロップ・サイレージを始め、ソフト・グレイン・サイレージや堆肥と稲わら交換も行っています。そういつ
た中、島根県西部の畜産農家より堆肥の受け入れの話があり、現在、月に10トンダンプ7台程度の受け入
れを行っています。しかし、4月から10月までの間は、圃場整備内の区画を堆肥置き場として活用してお
り、圃場整備区画が有効に活用できず、今後も安定して堆肥受け入れが可能となるよう堆肥舎施設を整備す
るものであります。申請地は、大塚地区区画整理事業により創出された非農用地予定地であり、現在地元協
議会により活用されています。将来的には、申請者の所有地となる予定です。これは、申請に係わる農地を
農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであり、農地法第5条第2項ただし書きに該当
すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地
の対価は、大塚地区区画整理事業完了後、契約が行われますので、現時点では未定です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 11番 新田委
員 お願いします。

11番 新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。農地法5条の許可申請について報告いたします。1番案件ですが、申請場所、
大塚町[REDACTED]、地目は台帳、現況共に田です。現地におきまして、地元委員
の新田委員から説明を受け調査を行いました。事業目的等については事務局から説明がありました通り、堆
肥舎施設を設置すると共に苗置場として利用する計画です。申請地並びに周辺の土地は大塚地区区画整備事
業で施設用地としてすでに盛土造成されており、申請地敷地内の雨水は地下浸透させ、堆肥舎建屋及び建屋
周囲のコンクリート舗装部分の雨水及び汚水は浸透枦へ導水し、浸透枦から地下浸透させる計画です。隣地
農地、水利組合、土地改良区の同意書も取っておりまして、調査班としては許可相当と判断いたしました。
委員の皆様のご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めま
す。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、6番 杉原委員の
退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君

それでは続きまして、2番、3番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2番は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の

施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業及び平成3年度に施行した古川地区ほ場整備事業のことです。転用の目的は、事業用資材置場及び駐車場で権利の種類は使用貸借権の設定です。申請者は長年にわたり安来市古川町地内でコンクリート工事業を営んでいます。以前から駐車場及び事業用資材置場が不足しており、代表者の自宅古屋を取り壊し駐車場として整備するなどしてきましたが、社員増員及び車両増台のため、さらにスペースが不足するようになり、新たな駐車場及び資材置場を計画しました。駐車場としての利便性、資材置場としての防犯上の観点から社屋近くにて候補地を検討しましたが、申出人所有の宅地はすでに自宅、社屋社員用駐車場として利用しているため空きスペースがなく、周辺宅地等の利用も所有者の同意が得られず、周辺農地への影響を考慮しやむなく当該地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、自宅敷地の拡張、権利の種類は所有権の移転です。申請者は以前、安来市吉佐町の借家にて生活していましたが、子供の成長に伴い狭くなってきたため、本申請地に隣接する戸建て住宅を購入し6月から居住しております。現在は、3人家族で乗用車は1台ですが、申請者の母、叔母、妹、弟と同居を予定しており、今の駐車・駐輪スペースでは、必要数の乗用車3台、自転車2台を収容することができず、接道するスペースに駐車場及び駐輪場を整備し、既存の庭のスペースを自宅隣地の本申請地に移転し敷地拡張するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。2番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。それでは2番案件について報告いたします。申請場所は古川町
 の面積1047㎡のうち290㎡で、農地法第4条の許可申請があった2番案件の残りの部分でございます。台帳地目は田、現況地目は畑でございます。現地におきまして地元委員の永塚委員から説明を受けました。事業目的等につきましては事務局からの説明のとおり、事業用資材置場及び駐車場でございます。申請地北側水路側にL型擁壁を設置し、西側道路の高さまで最大70cm程度の盛土を行い、4条案件と一体的に、敷地中央付近から北側既設水路へ雨水が排水できるように、傾斜を付けてアスファルト舗装を行い、汚水は発生いたしません。申請地は水路・道路及び4条申請の土地に囲まれており、周辺農地への影響はな

く、水利組合、土地改良区の同意書も取っており、調査班としては許可相当と判断いたしました。次に3番案件でございます。申請場所は黒井田町[REDACTED]、台帳地目は田、現況地目は畑で転用目的は自宅敷地の拡張でございます。現地におきましては地元委員の私の方から説明を行いました。事業目的等については事務局からの説明のとおり、同居家族が増えたことによる駐車場用地の確保に伴い移転する庭園及び花壇の設置でございますが、申請地は現在畑の状態、現状のまま盛土等はせず、雨水は地下浸透、汚水は発生いたしません。隣接農地及び東側水路との間は既存のコンクリートブロックがあり、それを利用して土砂が流出しないようにします。また、北側はJR敷地、南側は宅地であり、周辺農地への影響はないものと思われま。隣接農地、水利組合及び土地改良区の同意書も取っており、調査班としては許可相当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第9 報第67号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。23ページに案件の内容、24ページから25ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は住宅敷地及び用悪水路で、権利の種類は、所有権の移転です。2番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、使用貸借権の設定です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番と2番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 議第55号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

26ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外14件で、うち安来地域8件、広瀬地域5件、伯太地域1件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 清水 仁志君

農林振興課の清水です。よろしくお願ひします。今回農用地区域から除外予定の面積は9,676.57㎡で、公用公共用施設用地、一般住宅、植林、その他の用途の13件です。編入予定の面積は20,340.61㎡で、土地改良事業計画地区となったための編入の1件になります。資料の1ページに全体面積、2～3ページに変更理由別面積を掲載しております。除外のうち、携帯電話基地局および電柱の公用公共用施設用地、現在地目が雑種地となっている土地を除いた農地転用許可を要する案件が6,081.50㎡の6件です。該当地の土地調書は5～8ページ、広域の位置図は12ページです。

それでは個別の案件についてご説明いたします。始めに9～11ページをご覧ください。整理番号3,4,9,10,12の携帯電話基地局については、電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局であり、農地転用許可不要案件となります。電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。同じく整理番号11の電柱について、電気事業法に基づく一般送電事業者による送電設備の設置であり、既設設備と発電所を接続させるルートを勘案すると、申出地以外に代替える土地はありません。いずれも農地の末端部分であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号1、島田町の駐車場および進入路、面積306㎡の案件について、資料を13～17ページに掲載しております。申出者の住宅は密集した農業集落内に位置し、幅員3.5mの市道に面していますが、敷地内への乗用車の進入及び駐車のためのスペースがなかったため、約17年前より申出地を進入路及び駐車場として使用していたという追認案件となります。申出者は新聞配達業を営んでいることから仕分け等を行う作業小屋と、家族が所有する5台分、配達員用および来客者用3台分の駐車場を申出地に求めました。当時より自宅敷地および近隣に余剰地はなく、やむなく申出地が選定されたものです。道路、水路、宅地に囲まれた農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号2、中海町の駐車場、面積3,052㎡の案件について、資料を18～22ページに掲載しております。申出者は運送、建物解体及び産業廃棄物処理等の事業を営んでおり、社員27名、大型車両等52台、重機類17台を保有しています。以前より駐車場が不足しており、令和2年4月に敷地拡張を行いました。駐車場不足は完全には解消されていなかったところ、さらにこの度事業用地のうち借地部分の一部の返還を求められたことから、申出地に新たな駐車場を求めました。既存敷地は周囲を道路や山林に囲まれ、拡張して既存敷地と一体利用できるのは申出地しかなかったことからやむなく選定されました。既存施設、道路に囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号5、柿谷町の植林、面積1,457㎡の案件について、資料を29～30ページに掲載しております。申出地はため池の上に位置し、山に囲まれた耕作条件の悪い農地であり、農業用機械の侵入も困難であるなか申出者が

水稻栽培を継続していました。申出者は加齢に伴い体調が悪化しており、今後の作付けが不可能となった場合の耕作放棄地化を危惧し、植林による山林としての管理を計画しました。山林に囲まれた農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号6、今津町の一般住宅、面積59㎡の案件について、資料を31～33ページに掲載しております。申出者は兄と譲渡人である祖父母との4人で生活していましたが、成人し自身の居宅を構えることを計画しました。独立後も祖父母の支援をすることを見据え、現在の住まいの近くに建築することを計画しましたが、現在の住宅敷地、および近隣に余剰地はなく、既に農振白地となっている自宅向かいの農地と一体で利用する計画で申出地がやむなく選定されました。宅地、水路、道路に囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号7、田頼町の給油所、面積1,151㎡の案件について、資料を34～36ページに掲載しております。申出者は市内3カ所にてガソリンスタンドを経営する事業者で、現在広瀬町下山佐において営業している給油所について、老朽化に伴い立て替えが検討されてきました。しかし、バイパスの開通により車の通行量が減少し、現在地での建て替えでは将来性が見込めないこと、利用者の利便性を考慮した結果、交通の便が良い新たな場所に移転することを計画しました。交通量が多く、利用者の利便性が高いと見込まれる県道広瀬荒島線沿線にて候補地を選定した結果、利用できる宅地等はなく、やむなく申出地が選定されました。幹線道路、宅地に囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号8、伯太町須山福富の墓地、面積56,50㎡の案件について、資料を37～39ページに掲載しております。申出者宅の墓は自宅から約500m、市道からは約200m離れた場所にあるうえ、市道からの上り勾配が急であり、維持管理に多大な労力を要することから移設を希望していました。寺の墓地には空きがなく、周辺に共同墓地もないため、市環境政策課に相談をした結果自宅周辺での個人墓地を提案され、自宅敷地に余剰地もなかったことからやむなく申出地への移設が計画されました。宅地、水路に囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はないと考えます。続いて整理番号13、穂日島町の保育所用地、面積3,540㎡の案件について、資料を61～64ページに掲載しております。現況登記ともに雑種地であり、農地転用許可不要案件となります。申出者は保育所を経営している社会福祉法人です。現園舎は敷地面積が約500㎡と狭く、園庭及び園児送迎車両駐車場も狭小のため、保育園運営面で支障をきたしていました。更に令和元年には園舎周辺が土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定され、運営面と安全面において懸念が増し、早急な園舎移転を求められていました。現保育所は地区唯一の認可保育園であり、現施設周辺で移転候補地を検討した結果、土砂災害特別警戒区域の外であり、必要な敷地面積を確保できるのは申出地のほかになかったことから、やむなく選定されました。道路、宅地、堤防に囲まれた雑種地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号14、広瀬町下山佐の編入、面積20,340.61㎡の案件について、資料を65～71ページに掲載しております。現在同地区では土地改良事業が採択され圃場整備が始まっているところですが、事業計画区域内には農用地区域に含まれていなかった農地が複数存在しており、それらをこのたび編入するものです。以上、13件の農振除外案件、1件の編入案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、5番 木戸委員長の報告をお願いします。

5番 木戸 芳己君

5番 木戸でございます。6月24日9時から農地対策委員会の北中委員、渡辺委員、齋藤委員、吉村委員、岡田委員、板金委員、杉原委員、木戸と農林振興課清水主任主事、事務局より實重局長、名原係長で現地調査を行いました。事務局の説明がありました通り適当という事に、全員一致でなりました。以上です。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：實重 昌宏君

先ほど木戸農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。宜しく願います。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 議第56号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、31ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が12件、13,834㎡、使用貸借権が17件、19,203㎡、全体で29件、総面積が33,037㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。議第56号についてご説明いたします。詳細は35ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1及び2が利用権設定でございます。また、番号3から5が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願います。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第68号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

35ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。36ページから57ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地49筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和3年6月22日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

58ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。59ページから61ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第14 報第70号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

62ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。63ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、7件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第15 報第71号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

64ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。65ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第13回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時15分)